

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（昭和41年通商産業省告示第170号）の一部改正案（ワシントン条約決議及び締約国等からの通知に基づく改正）に対する意見募集について

令和8年4月24日  
経済産業省  
貿易経済安全保障局  
貿易管理課

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第52条及び輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第3条第1項に基づき、輸入承認対象貨物その他貨物の輸入について必要な事項については、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）を定め、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）により規制される貨物等に対する輸入の規制措置を実施しています。

令和7年（2025年）11～12月に開催されたワシントン条約第20回締約国会議（COP20）の「ウナギ属の取引、保全及び管理に関する決議」では、附属書Ⅱに掲載のヨーロッパウナギについて、「ランチング」の定義に合致することを示す十分な科学的根拠がない限り、出所の区分が「ランチング」の輸出、再輸出又は輸入を承認しないよう勧告されました。当該条約決議を受け、我が国として出所の区分「ランチング」によるヨーロッパウナギの輸入の際には十分な審査が必要となったことから、当該種の輸入については、経済産業大臣の事前の確認の対象とするための輸入公表の改正を行います。

また、輸入公表により、ワシントン条約の特定の締約国からの通知等に基づき特に必要な場合、ワシントン条約上の手続きが適切に行われているかについて、事前に経済産業大臣が確認を行うことと規定しているところ、今般、アルゼンチンからの通知が無効となったことから、通知内容に合わせて、当該事前確認の対象から除くための輸入公表の改正を行います。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で本改正について、意見（パブリック・コメント）の募集をいたします。

## 2. 意見募集対象

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（昭和41年通商産業省告示第170号）の一部改正案（ワシントン条約決議及び締約国等からの通知に基づく改正）

## 3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

## (2) 窓口での配布

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階）

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年4月24日（金）～令和8年5月28日（木）

電子メール、郵送の場合は終了日必着。

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の御意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、以下のいずれかの方法で送付してください。なお、お電話での御意見の受付は対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

### ○電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

### ○電子メール

提出先メールアドレス：[bzl-boueki3@meti.go.jp](mailto:bzl-boueki3@meti.go.jp)

メールの件名を「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（昭和41年通商産業省告示第170号）の一部改正案（ワシントン条約決議及び締約国等からの通知に基づく改正）に対する意見」としてください。

### ○郵送・宛先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課 パブリックコメント担当宛て

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別紙)

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課 パブリックコメント担当宛て

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」(昭和41年通商産業省告示第170号)の一部改正案(ワシントン条約決議及び締約国等からの通知に基づく改正)に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)	
・ 意見内容	
・ 理由	